

会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給について

下記の条件を満たす職員については正職員と同様に期末・勤勉手当が支給されます。

記

1 支給対象

期末・勤勉手当は、基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に支給（週あたりの所定勤務時間が15時間30分未満は対象外）されます。

2 支給割合

令和7年度 6月 2.30月※ （在職期間率 30～100/100）

12月 2.30月※ （在職期間率 30～100/100）

※支給割合は人事院給与勧告等に基づき変更することがあります。

【参考例】令和7年4月1日から任用された場合（月額150,000円）

令和7年6月期（基礎額）月額平均 $150,000 \text{円} \times 2.30 \times 30/100 = 103,500 \text{円}$

令和7年12月期（基礎額）月額平均 $150,000 \text{円} \times 2.30 \times 100/100 = 345,000 \text{円}$

3 支給日

6月期 6月30日（土日の場合はその前の平日）

12月期 12月10日（土日の場合はその前の平日）